３　開発行為に係る基準

○可能な限り、既存樹木の保全を図ること。
○植栽にあたっては可能な限り、道路境界側に配置すること。

【手法例】
・可能な限り区域内の既存樹木の保全を図る。
・道路境界側に植栽するなど沿道に連続した緑を創出する。

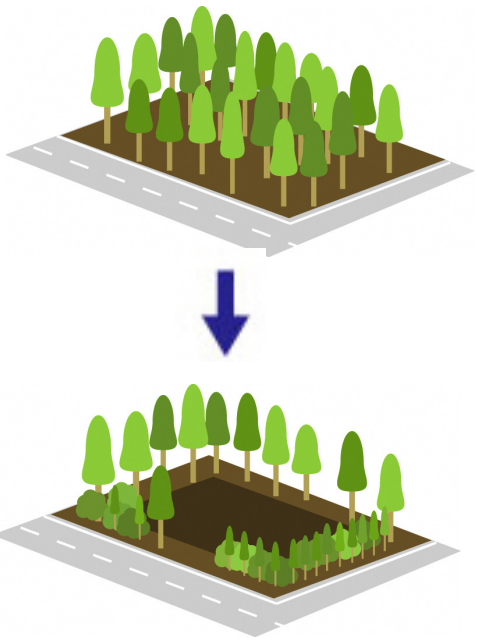

・緑の潤いが感じられる街並みの形成を図ります。

○斜面地の開発では大規模な法面、擁壁を生じないようにすること。
○法面が生じた場合は、法面の部分もしくは法面の上下部分を植栽し、斜面地の緑の連続性が形成されるよう工夫すること。

【手法例】
・可能な限り区域内の既存樹木の保全を図る。
・法面に緑化をおこなう。

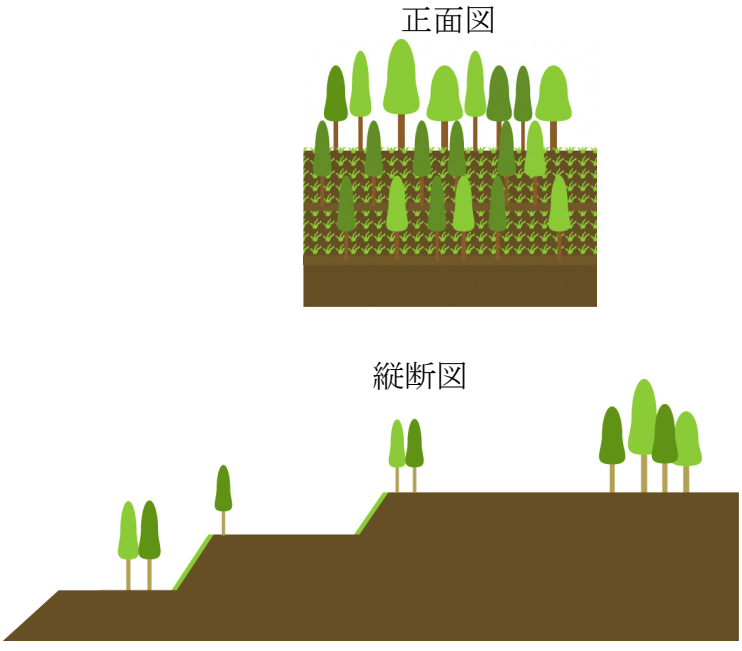

・大規模な法面、擁壁から受ける圧迫感の軽減を図ります。